

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月21日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22820041

研究課題名（和文） 19世紀後半ロシア帝国のムスリム家族と社会にかんする社会史的研究

研究課題名（英文） A Social Historical Study of Muslim Family and Society in the Russian Empire, the Second Half of the 19th Century

研究代表者

磯貝 真澄（ISOGAI MASUMI）

神戸大学・大学院人文学研究科・研究員

研究者番号：90582502

研究成果の概要（和文）：本研究は、19世紀後半から1905年第一次革命直前にいたる時期のロシア帝国、そのなかでもヴォルガ川中流域とウラル南麓というテュルク系ムスリム居住地域におけるムスリム社会の実態を明らかにしようとする。その手法はムスリム家族と、それにより形成される社会を分析するという家族社会史的なものである。その成果として特に、(1)ムスリム家族の遺産分割に関係する司法行政の制度とその実践実態を解明し、(2)ムスリムの教区簿冊を史料とした歴史人口学的家族社会史研究を行なうための基礎作業を行なうことができた。

研究成果の概要（英文）：This research project sheds some light on actual conditions of Turkic Muslim communities in the middle Volga and the south Ural regions under the rule of Russian Empire from the latter half of the 19th century to the Revolution of 1905. It analyzes Muslim family and community, and its principal research method is that of social history. It (1) explains the judicial-administrative system and actual conditions of its practice concerning inheritable estate division problems among Muslim people, and (2) prepares a future historical demographic and family-social historical study of Muslim parish registers.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	850,000	255,000	1,105,000
2011年度	780,000	234,000	1,014,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,630,000	489,000	2,119,000

研究分野：中央ユーラシア近代史

科研費の分科・細目：人文学・東洋史

キーワード：中央ユーラシア史・ロシア帝国・ムスリム・タタール・バシキール・家族史・社会史・イスラーム法

1. 研究開始当初の背景

ロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリムを対象とする近代史研究には従来、大別して2つのアプローチが存在する。それらは(1)ロシア帝国のムスリム統

治制度や政策を解明する研究、および(2)ムスリム知識人の活動や思想を明らかにする研究である。

しかし(1)のタイプの研究はムスリム社会内部の実態をよく明らかにすることができ

ず、(2)はムスリム社会の知的上層である知識人のみを扱うものであるため、いずれもムスリム社会の、より下層に位置した一般の人々の歴史の実態を解明することができないという限界を有する。

すなわち当該研究分野は、(1)や(2)とくらべて、より一般的なムスリム住民の状況を明らかにすることができるような、社会史的手法による研究を必要としている。

そこで研究実施の可否を検討するならば、ロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域と西シベリアのムスリム行政を担当したオレンブルグ・ムスリム宗務協議会に関する法規集や文書類、ムスリムの教区簿冊等々を利用して社会史的研究を行なうことが、十分に可能であると判明する。この可能性は、史料の面だけでなく、先行研究の面でも確保される。現地ロシア連邦バシコルトスタン共和国の研究者の一部は、家族史や歴史人口学的な分析手法を援用した農村社会史的研究を行なっているのである。

つまり本研究は、当該研究分野においてエリートのみならず一般民衆を研究対象とする社会史的研究が必要であるという問題意識を、背景とするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、19世紀後半から1905年第一次革命直前にいたる時期のロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域におけるテュルク系ムスリム社会の実態を、家族と、それにより形成される社会を分析するという家族社会史的手法により明らかにすることである。具体的には、以下の研究課題2点の解明を目的とする。

(1)19世紀後半から1905年までの時期に、ロシア帝国の行政と司法のもとで、ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの家族生活がどのような制度的環境にあったのかを解明する。

(2)19世紀後半から1905年までのヴォルガ・ウラル地域における、ムスリム家族とマハッラ(宗教・行政上の共同体、「教区」)の実態を、社会史的、歴史人口学的な手法により解明する。

3. 研究の方法

本研究は、(1)研究資史料の所在調査と収集、および(2)収集した資史料の読解と検討分析の、2つの作業工程を遂行することにより、上記「研究の目的」欄記載の研究課題2点を解明するものである。

(1)研究資史料の所在調査と収集

報告者機員は、2010年度、2011年度ともに、ロシア連邦バシコルトスタン共和国ウファ市所在のバシコルトスタン共和国立中央歴史文書館、ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所付属の

学術図書館・文書館、バシコルトスタン共和国国民図書館において研究資史料の所在調査と収集を行なった。同時にウファ市内の書店等で購入可能な研究文献類も入手した。ウファ市における調査では、ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所のR.M.ブルガーコフ研究員とM.N.ファルフシャートフ研究員から援助を得た。

また国内の大学付属図書館等を利用した研究資史料の収集も行なった。

研究資史料収集の方法は、書店で購入可能な研究文献以外は、デジタルカメラでの撮影、スキャナーでの電子ファイル化、ゼロックス複写、筆写等によった。いずれにせよ、所蔵図書館や文書館が許可する方法をとった。

(2)収集した資史料の読解と検討分析

神戸大学附属図書館所蔵の工具書類を利用し、収集した資史料の読解と検討分析を行なった。

報告者は、上記の(1)と(2)の作業工程を繰り返す過程で、研究開始当初に設定した、上記「研究の目的」欄記載の研究課題2点を、その細部において、より具体的なものに設定し直す必要があるという見解を持つにいたった。その再設定した研究課題と成果については、下記「研究成果」欄に記載する。

4. 研究成果

(1)研究課題の再設定(具体化)

報告者がバシコルトスタン共和国立中央歴史文書館のオレンブルグ・ムスリム宗務協議会ファンドを調査した結果、このファンドにアラビア文字表記のテュルク語で記述されたり、イスラーム法学書からアラビア語の文言が引用記載されたりした遺産分割関係文書類が所蔵されることが、新たに判明した。それらは先行研究で一切利用されていないにもかかわらず、ムスリム家族をめぐる司法行政制度とその実践実態を解明する絶好の史料となる。

ゆえに報告者は、19世紀後半から1905年までの時期のロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域におけるテュルク系ムスリム社会の実態を、家族に着目し、家族社会史的な手法により明らかにしようとする場合、遺産分割をめぐる問題を検討分析対象とすることが必要であると判断した。

そこで報告者は、上記「研究の目的」欄記載の研究課題(1)を、当該時代地域のムスリムの遺産分割に関する司法行政の制度と、その実践実態を解明するというものに設定し直した。

また報告者は、上記オレンブルグ・ムスリム宗務協議会ファンドと、ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所に保存される、マハッラのイマーム(マハッラ内の宗務行政を司る「聖職者」)

がオレンブルグ・ムスリム宗務協議会の指示のもと作成した教区簿冊を調査した。そしてこれら教区簿冊があまりにも膨大に存在し、かつ必ずしも保存状態のよくないものも多く含まれることから、これらを史料として利用し、わずか2年ほどで決定的な成果を出すことは極めて困難であると判断した。

そこで報告者は、上記「研究の目的」欄記載の研究課題(2)については、ムスリム教区簿冊を社会史的、歴史人口学的な手法で分析するための基礎作業を完了するというものに、設定し直した。

(2) 収集した研究資料

上記のような研究課題の再設定を踏まえて報告者が収集した研究資料は、およそ以下のようなものである。

- ①オレンブルグ・ムスリム宗務協議会に関するロシア帝国の法規や通達類
- ②上記オレンブルグ・ムスリム宗務協議会フォンドに所蔵される遺産分割関係文書類（ロシア語およびアラビア文字表記チュルク語によるもの）
- ③上記フォンドに所蔵される、マドラサ（イスラーム法学を中心にイスラーム諸学を教授する教育施設）とアラビア語書物の問題に関する文書類
- ④上記フォンドに所蔵される、ムスリムの教区簿冊（アラビア文字表記チュルク語によるもの）
- ⑤上記フォンドに所蔵される、ムスリムの教区簿冊に関する文書類
- ⑥ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所付属の学術図書館に所蔵される、当該時代地域に普及したイスラーム法学書類（写本、刊本）
- ⑦上記オレンブルグ・ムスリム宗務協議会フォンドと、ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所に保存されるムスリム教区簿冊（ただし、ごく一部をサンプル的に収集）
- ⑧ロシア科学アカデミー・ウファ学術センター歴史・言語・文学研究所付属の学術図書館に所蔵される、ムスリム知識人リザエッディン・b・ファフレッディン（1858～1936）の手稿

(3) 研究資料の検討分析による成果

報告者は、収集した研究資料を読解し、検討分析した結果、以下のような諸点を成果として得つつある。

- ①当該時代地域のムスリム住民の遺産分割が行なわれる際、そのイスラーム法に則った遺産分割計算を担当するイマームが、どのような文書を作成していたのかが明らかとなった。
- ②当該時代地域のムスリム住民の遺産分割

が行なわれる際、その当事者であるムスリムがイマームの行なった処理に不服である場合に、その「上訴審」としてのオレンブルグ・ムスリム宗務協議会でどのような司法行政処理が行なわれ、どのような文書が作成されたのか、その制度と実務の実態が一定程度解明された。特に、宗務協議会のカーディー（協議員）が実務処理の過程で、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を参照し、そこから法的判断の根拠としてアラビア語の文言を引用して公式の司法行政文書に記載することがあったという事実が判明した。

③当該時代地域のイスラーム法に則った遺産分割に関して、どのようなイスラーム法学書が普及し、利用されたのかという問題が整理された。

④19世紀後半にオレンブルグ・ムスリム宗務協議会が、イスラーム法に則った遺産分割案件の処理について、どのような制度改革を行なったのかが整理された。

⑤ムスリムの教区簿冊がどのようなものであったか、その制度と実務実態が一定程度明らかとなった。そして報告者は、現在の文書館等における教区簿冊史料の所蔵状況を把握し、将来における歴史人口学的家族社会史研究の基礎作業を行なうことができた。

⑥当該時代地域のムスリム家族や社会を対象とする社会史的な研究に、従来のロシア帝国ムスリム統治制度・政策研究や、ムスリム知識人研究の成果を取り込むことで、多くの歴史的事実を、より多角的な視点から説明することが可能となる見通しが得られた。一例として、従来の研究ではイスラーム改革思想家としてのみ高く評価される傾向にあったムスリム知識人リザエッディン・b・ファフレッディンが、オレンブルグ・ムスリム宗務協議会に勤務した時期に行なった業務について、彼自身が後になり著したテキストではなく、宗務協議会で業務上作成した司法行政文書を史料として、明らかにすることが可能となった。

(4) 研究成果の国内外における位置づけ

わが国の中央ユーラシア近代史研究のなかで本研究は、ロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会の実態を、彼らムスリムの母語であるアラビア文字チュルク語によって作成された司法行政文書類をもとに明らかにしようとする、最初の試みである。ロシア帝国のムスリム統治制度や政策を解明するタイプの研究に対して本研究は、アラビア文字表記チュルク語文書類から判明する歴史的事実を提供する。ムスリム知識人の活動や思想を対象とする研究には、ロシア帝国の司法行政制度における彼らムスリム知識人の位置と役割を明確に示すものである。また中央アジア近代史研究に対しては、比

較・連関研究にからみ、中央アジアに先んじてロシア領に編入されたムスリム居住地域の司法行政の事例を提示する。イスラーム地域全般を対象とする研究には、非ムスリム治下ムスリム居住地域における司法行政、特にイスラーム法をめぐる制度と実務実践の事例を提供するものとなる。

欧米や現地ロシア連邦で行なわれている研究に対して本研究は、国内におけるものと同様に、ロシア帝国治下ヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会の実態を、彼らムスリムの母語であるアラビア文字テュルク語によって作成された司法行政文書類をもとに明らかにしようとする、最初の試みとなる。特にアラビア文字テュルク語で作成された文書類の史料の有用性を提示するという点では、当該文書類が現地ロシア連邦の研究者によってすらも等閑視されてきただけに、相応のインパクトを与えるものである。

(5) 今後の展望

当該時代地域のムスリムの遺産分割をめぐる司法行政制度と、その実践実態を明らかにする研究課題について報告者は、すでに収集した資料を検討分析して更なる歴史的事実の確認を進め、イスラーム法研究分野の先行研究を援用しながら、比較・連関の視点を持ちつつ包括的な考察を深め、学術論文にまとめる。またムスリムの教区簿冊を利用した歴史人口学的家族社会史研究の計画については、本研究でそのための基礎作業を行なっているので、今後本格的に着手する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 磯貝真澄、19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のマドラサ教育、『西南アジア研究』76号(2012年)、印刷中、査読有。
- ② Исогай, Масуми, О работе Ризаэддина бин Фахреддина в Оренбургском магометанском духовном собрании (1891-1906 гг.) // Фахретдиновские чтения №2: Инновационные ресурсы мусульманского образования и культуры (2011). М. и

Нижний Новгород: Медина, С. 100-104, 査読無。

[学会発表] (計2件) (総計3件)

- ① 磯貝真澄、ロシア連邦ウファ市国立中央歴史文書館ムスリム遺産分割関係文書の紹介、『第9回中央アジア古文書研究セミナー』、京都・京都外国語大学、2011年3月26日。
- ② 磯貝真澄、19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のマドラサ教育、『IAS早稲田拠点グループ1a研究会』、東京・早稲田大学、2011年1月29日。

[図書] (計1件)

- ① Исогай, Масуми, «Ильм-и ахлак» Ризаэддина б. Фахреддина (1858-1936) и история понятий «ахлак» и «адаб» // Наганава, Н., Усманова, Д. М., Хамамото, М. (ред.) Волго-Уральский регион в имерском пространстве XVIII-XX вв. М.: Вост. лит. 2011, С. 93-120.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

磯貝 真澄 (ISOGAI MASUMI)
神戸大学・大学院人文学研究科・研究員
研究者番号：90582502

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし